



別記第三十一号の四様式（第七条、第二十条、第二十四条、第四十四条、第五十六条の三関係）

日本国政府法務省

指 定 書 DESIGNATION

氏 名
N A M E

LE VAN TAI

国籍・地域
NATIONALITY/REGION

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

- ・本邦の公私の機関
氏名又は名称 株式会社一工業
所在地 熊本県宇城市松橋町古保山2492番地1
- ・特定産業分野 建設分野



日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

12H DEPART
入国審査官
FUKUOKA-AP
20. AUG. 2025
IMMIGRATION
5368

出 国
 DEPARTED
 入国特許官・日本国
 FUKUOKA A.P.
 22 JUN. 2024
 IMMIGRATION
 5175

出 国
 DEPARTED
 入国特許官・日本国
 FUKUOKA A.P.
 1 MAY. 2025
 IMMIGRATION
 5020

上陸許可(再)
 30. JUL. 2024
 FUKUOKA A.P.
 入国特許官・日本国
 5231

上陸許可(再)
 10. JUN. 2025
 FUKUOKA A.P.
 入国特許官・日本国
 5032

